

田辺市周辺衛生施設組合職員定数条例

制 定 昭和52年 1 月18日 条例第 7 号

改 正 平成29年 3 月 1 日 条例第 5 号

(定義)

第 1 条 この条例において「職員」とは、田辺市周辺衛生施設組合の常勤の職員で一般職に属するものをいう。

(職員の定数)

第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者の事務部局の職員 5 人
- (2) 議会の事務部局の職員 1 人
- (3) 監査委員の事務部局の職員 1 人

2 前項第 2 号及び第 3 号の職員は、同項第 1 号の職員が兼ねることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年 3 月 1 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。